

令和 4 年 8 月 1 5 日
国 土 交 通 省
不動産・建設経済局建設業課

「建設業法施行規則」の一部改正案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和 4 年 6 月 2 9 日から令和 4 年 7 月 2 8 日まで、「建設業法施行規則」の一部改正案に関する意見の募集を行いましたところ、計 3 1 件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主なご意見及び国土交通省の考え方

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
許可申請の電子化に伴う提出書類の省略について		
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家資格等でバックヤード連携により資格の有無や内容の確認が可能なものについては省略で構わないと考えるが、省令様式第9号「実務経験証明書」、同第10号「指導監督の実務経験証明書」や指定学科卒業を証明する「卒業証明書」または「卒業証書の写し」を必要とするケースも存在するため、電子申請の場合にそれらを省略してしまうと、指定学科卒業であることや実務経験を有していることを客観的に証明するものが無い状態での申請となるため、許可要件のひとつである「専任技術者」を有していることの確認ができないものとする。また、紙申請と電子申請で要件審査の内容が異なるようなことがあってはならないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の改正では、建設業許可申請者及び許可行政庁の負担軽減の観点から、建設業許可電子申請システム（令和5年1月運用開始予定）により申請する場合に、システム上でバックヤード連携が実現した書類について、提出を不要とすることとしております。 ・ 当然、電子申請を行う場合も、紙申請の場合と審査を行う内容は変わりません。 ・ 申請者による提出を不要とする具体的な書類については、システム面及び実務面での課題やいただいたご意見を参考に検討し、別途告示にて定める予定です。 ・ なお、建設業許可等電子申請システムの検討状況につきましては、国土交通省ホームページ (https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)にて随時公表しておりますので、ご参照ください。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規則第4条第1項第8号の財務諸表については、施行規則第12条に定める閲覧書類であり、申請者の状況を表す重要な書類であるため、発注者保護の観点から、省略することはできないと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子申請化に伴うバックヤード連携が実現した書類においては、別途告示で定め提出不要とする予定です。 ・ 施行規則第4条第1項第8号の財務諸表については、現状システム上でのバックヤード連携の対象としておりません。
経営事項審査における社会性等（W）の評価項目の改正について		
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①「えるぼし」②「くるみん」③「ユースエール」を加点項目とすることについて、建設業界の中でも中小零細の建設業者においては、担い手の育成や確保を行いたくても、行えるまでの余力がない業者が多く、女性の労働者数も他の業界と比較して少ないため、全業種的に国策として行われているといっても、まだ認定を受けている事業者の数が限 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正労働基準法に基づく時間外労働の罰則付き時間外労働規制について、建設業への適用が2年後に迫っている中、将来の担い手確保の観点からも、建設業の働き方改革は急務となっております。 ・ また、業界全体のイメージアップのためにも、ワーク・ライフ・バランスに関する取組については、業界全体として推進することが重

	<p>られており、建設業者で認定されている事業者数が少数であるものを経営事項審査の加点項目とするのは時期尚早であるとする。</p> <p>また、地方公共団体について公共調達における加点評価の努力義務が定められており、経審による加点対象でなくともこれまで通り主観点等において社会的要請に十分対応出来るものとする。</p>	<p>要であり、当該取組を客観的に評価することができる指標として、厚生労働省が定める「えるぼし認定」、「くるみん認定」、「ユースエール認定」の取得状況を加点要件とすることとしました。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> ①「えるぼし」②「くるみん」③「ユースエール」を加点対象として加えるのであれば、個々にではなく、それらのいずれかの認定を取得していれば加点という形で1項目にまとめてはいかかとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ワーク・ライフ・バランスに関する取組」を評価するに当たり、例えば、プラチナえるぼし認定を取得している場合には、他の認定を取得していなくとも最も高い評点（最大5点）で加点評価することとしております。
5	<ul style="list-style-type: none"> 建設キャリアアップシステム（CCUS）上で就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況を評価するに当たり、軽微な工事が対象から除外されているが、これにより、軽微な工事は事実上就業履歴等の登録・蓄積をしなくても良い事と同視され、結果的に技能者にとって就業履歴等の登録・蓄積による技能経験が絶対評価でなくなり、同じキャリアを蓄積しても所属企業の受注工事の内容等により評価が変動することになる。これはCCUSの本来目的である技能者のキャリア及び企業の施工能力の見える化について、その評価の信頼性を損ねるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 経営事項審査におけるその他の審査項目（社会性等（W点））においては、事業者毎の取組を客観的に評価することとして運用しております。 今回の改正により、建設キャリアアップシステム上での取組を新たに評価するにあたって、極めて工期が短く施工体制登録に必要な時間的猶予がない軽微な工事や緊急性を要する災害応急工事については、事業者に過度な負担を強いるおそれがあるため、審査対象外とすることとしましたが、建設技能者の処遇改善へ向けた取組につきましては、引き続き、推進してまいります。
6	<ul style="list-style-type: none"> 受注工事が全て軽微な工事の場合、評価項目を満たしたことになるのか、また受審しない業種においても評価の対象にするのか等不明点も多く、これらの点についても詳細に明示すべきとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な加点要件については、別途通知（経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年国総建第269号））の一部改正を行い、明記しております。
7	<ul style="list-style-type: none"> 「就業履歴を蓄積する為に必要な措置を講じていること」が加点要件として求められていて、就業履歴が蓄積された結果や蓄積率等までは求めないという認識でよいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご認識の通り、元請事業者が、審査対象となる建設工事において、従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施していることが加点要件となります。就業履歴の蓄積率等までは求めるところではございません。
8	<ul style="list-style-type: none"> カードリーダー以外（顔認証、指静脈認証、電話架電、QRコード、GPS、手入力など）でも就業履歴を蓄積する方法があるが、いず 	<ul style="list-style-type: none"> 実際に建設工事に従事する技能労働者等が直接入力以外の方法で就業履歴を蓄積することが可能である体制を整えている場合につい

	<p>れの方法でも「就業履歴を蓄積する為に必要な措置」として認められるという認識でよいか。</p>	<p>ては、カードリーダー以外の方法についても加対象として認められます。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> 「公布の日（令和4年8月予定）以降に開始する事業年度から審査対象の期間として運用」とのことだが、例えば3月決算の事業者において、既に令和4年4月1日時点から要件を満たす形でCCUS現場運用を行っていた場合でも、令和5年3月31日を審査基準日とした申請では一律対象外という認識でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご認識の通り、公布日（令和4年8月15日）以前に開始した事業年度においては、一律審査対象期間外とすることとしております。
10	<ul style="list-style-type: none"> 審査する際に「民間工事を含む全ての建設工事」又は「全ての公共工事」について措置を行ったことの確認がどのように行われるのか。 審査対象となる工事の受注がなかった建設業者には無関係な審査項目となる。CCUSに関する取組の実施状況を評価項目に入れるのであれば、どの業者でも努力次第で容易に加対象になるような評価項目をご検討いただきたい。 たとえば、「事業者登録をしているか」や「技能者登録している技能者の数」などであれば、現実的と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 審査に当たっては、別途通知（経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年国総建第269号）で定める様式による誓約書及び情報共有同意書の提出を求めた上で、CCUS上に蓄積された現場情報から適切な措置が実施されていることを確認する予定です。 加対象要件は、現場登録をしており、かつ、就業履歴の蓄積のために必要な措置（カードリーダー設置等）を実施していることとしております。 今回、評価項目を追加した趣旨は、技能労働者等の就業履歴が蓄積される環境を整備している事業者を適正に評価することですので、事業者登録のみを行っている業者等については、加対象と見なすべきではないと判断いたしました。

※ 掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。